

## 和歌山県パートナーシップ宣誓制度が利用可能な和歌山市の行政サービス

サービス名	適用内容	問合せ先
公営住宅入居申込	受領書提示もしくは申立書提出をもって、同性パートナーについても、事実婚と同様に入居を認める。	住宅第1課 073-435-1098
保育所等の入所申込・送迎	パートナーに生計同一の子がいる場合、家族同様に入所申込・送迎を認める。 (現在も聞きとり等により生計同一と確認できる者については、入所申込や送迎を認めており、今後も同様の対応を行う予定である)	保育こども園課 073-435-1064
住民票への「縁故者」の続柄記載	住民票の続柄について、パートナーの一方が世帯主で、もう片方が同居人であるとき、住民登録の手続きにより、親族の縁故者（注1）でも使われている縁故者の名称に変更することができる。変更しないこともできる。 なお、縁故者の母なども縁故者となる。 また、住民票の世帯を別にしているときは、これは適用されない。  注1 親族の縁故者 妻の母の子の子の子、兄の子の妻の子の母 のように接続詞を4回以上使用する親族は、住民票の続柄が縁故者となる。回数は住基システムにより異なる。令和7年以後に導入が全国的に予定されている標準化仕様では4回。	市民課 073-435-1027
住民票の交付申請	同一世帯員以外の代理人による請求の場合は委任状が必要	市民課 073-435-1310
罹災証明書等交付申請	同一世帯であれば委任状なしで罹災証明書等の発行が可能 なお、同住所でも別世帯の場合は委任状が必要	総合防災課 073-435-1199